

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とし、株式会社ナカムラを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月六日
東京都大田区東雪谷四丁目二〇番一〇号
株式会社ナカムラホールディングス
代表取締役 中村 明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四千四百六十四万一千六百二円、資本準備金の額を八億四千四百六十四万一千五百九十八円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（旧商号株式会社モブキャストホールディングスで提出しております。）

令和八年四月六日
東京都渋谷区東一丁目二六番三〇号宝ビル八階
株式会社WIZ E
（旧商号株式会社モブキャストホールディングス）
代表取締役 藪 考樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百九十万円、資本準備金の額を百一十一万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月三十一日
掲載頁 六十六頁（号外第七十六号）

令和八年四月六日

兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅二一七四番地

近畿丸製ナット株式会社

代表取締役 濱中健太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月六日
香川県坂出市林田町四二八五―二九七
株式会社アストモスガスセンター四国
代表取締役 立石 浩之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月六日
愛媛県松山市中央一丁目一七番三五号
株式会社ケアジャパン
代表取締役 木下 真介

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、適用法令上必要な許認可等の取得等所要の準備が整うことを条件として、令和八年五月七日を効力発生日として、当社の第一種金融商品取引業に係る事業のうち当社の株式事業を、ジェフリース日本株式会社（住所 東京都千代田区有楽町一丁目一番二番東京ミッドタウン日比谷日比谷三井タワー三〇階）に対して譲渡することにより、当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部を譲渡することにいたしました。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年四月六日
東京都千代田区有楽町一丁目一番二番東京ミッドタウン日比谷日比谷三井タワー三〇階
ジェフリース・ジャパン・リミテッド
（証券会社）

日本における代表者 高島 耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金百八億四千二百万円（ただし、B号優先出資について金百八億四千二百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月六日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号 ジャパン・コスモス特定目的会社
取締役 松澤 和浩

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月六日
茨城県日立市平和町二丁目一番一号
日立セメント株式会社
確定給付企業年金清算人 渡辺 律治

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月六日
大阪府大東市南新田二丁目三番一号
石橋鉄工株式会社確定給付企業年金
清算人 木村 雅世

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月六日
徳島県徳島市川内町平石若松一〇八番地四
株式会社ジャストシステム
規約型確定給付企業年金清算人 重田 裕史

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和八年四月六日
大阪市西区新町一丁目七番一号
株式会社PILLAR確定給付企業年金
清算人 奥村 暢章